

政務活動費に関する改正の概要

地方自治法の一部改正を受け、代表者会議において「政務活動費に関する検討チーム」を立ち上げ、4回にわたり検討をした結果、以下のとおり改正することに決定した。

なお、経費の範囲について引き続き協議することが確認されている。

- 1 「政務調査費」の文言を「政務活動費」に変更する。
改正後の地方自治法第100条第14項の規定に基づき、名称を「政務活動費」に変更する。
- 2 「要請・陳情活動のために必要な経費」を明文化する。
要請・陳情活動のための旅費等必要な経費について、政務活動費から支出可能な項目として別表に追加する。
- 3 「議長が使途の透明性の確保に努めること」を明文化する。
改正後の地方自治法第100条第16項の規定に基づき、使途の透明性の確保に関する条文を条例第9条に規定する。
- 4 閲覧制度の新設やホームページでの収支報告書等の掲載を行う。
使途の透明性の確保（上記3）の具体的な方策として、従来の情報公開によらないより簡便な方法として、収支報告書及び領収書の写しを閲覧できる制度を新設する。また、収支報告書及び海外における管外調査報告書を市会ホームページにおいて公開する。

※ 平成25年3月1日から施行する。

ただし、上記4については、平成24年度分から適用する。